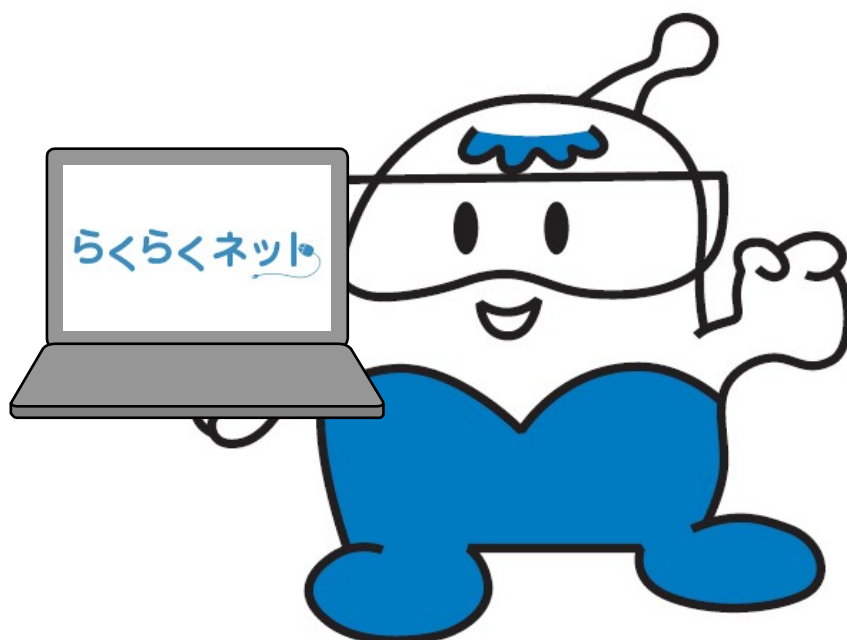


電気工事店さま向け

九州電力申込用ハンドブック



ずっと先まで、明るくしたい。

ごあいさつ

日ごろから、当社事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このハンドブックでは、お申込みに関する当社からのお願いや必要書類、電気工事店さまからよくあるお問合わせなど、当社へのお申込み時にご留意いただきたい事項を記載しています。

なお、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

今後とも九州電力をご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。

九州電力株式会社

目 次

電気ご使用申込時のお願い	1～6
・ 早期お申込みのお願い	1
・ お申込みが必要となるケース	3
・ 計器の取付位置	5
・ 申込内容と現地の状況確認	6
・ 新設申込時の引渡し	6
・ 完成届時に変更がある場合	6
らくらくネット（インターネット工事申込）	7～8
料金プラン毎の適用範囲	9～14
低圧スマートメーターの配線方法	11～14
・ 電流制限機能付スマートメーターの取扱い	11
・ 太陽光発電設備を設置する場合の双方向計量機能付 SMの取扱い	13
・ タイムスイッチの取扱い	14
お役立ち情報	15～18
・ スマートメーターの種類について	15
・ ご契約のしくみ	16
・ 需要場所に関する確認	17
FAQ（よくあるご質問）	19～20
・ 電気工事店さまからの問合せQA	19
太陽光発電からの電力販売に関する申込について	21～25
・ 手続きの主な流れ〔低圧〕	21
・ お申込み時に必要な書類〔低圧〕	23
・ お申込みの際のご確認	24

電気ご使用申込時のお願い

■早期お申込みのお願い

お客さまがご希望される送電日に電気をお届けできるよう準備を進めてまいります。お申込み内容の確認や電柱・電線の改修工事を必要とする場合など、内容によってはご希望日より期間を要する場合があります。

お客さまの電気使用が決定した時点で、速やかにお申込みいただくようご理解ご協力をお願いします。

なお、お申込みは、会社や自宅からいつでも簡単にお申込みいただける、「らくらくネット（インターネット）」をご利用ください。（らくらくネットの詳細につきましては、P 7～8をご覧ください）

<参考>標準的なお申込から送電までの流れと留意事項

- 新增設時の申込から送電までの中で、以下のようなケースが発生する場合がありますので、お早めのお申込みをお願いします。

申込み



らくらくネット

電気工事店さまが、ご希望する契約種別や負荷設備等を決定のうえ、当社へ申込み

<ケース1>

・ 契約容量の大小※や現場の状況にかかわらず外線工事が必要なケースがあります。

※ 特に高容量のお申込み（オール電化住宅・低圧電力等）では、外線工事が必要となるケースが多く発生

送電へ申込み



らくらくネット

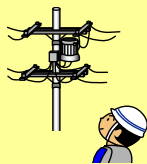
↓
託送新增設受付システム

お申込み内容およびご契約状況を確認し、九州電力送配電へ申込み

<ケース2>

・ 料金プランや契約容量等のご契約内容の確認に時間を要する場合があります。

現場調査



配電線の張り替えや変圧器の上げ替えの可能性がある場合は、九州電力送配電にて調査を実施

<ケース3>

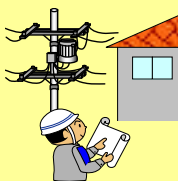
・ 九州電力送配電にて調査した結果、外線工事が必要なことが判明するケースがあります。

完成届



・ 電気工事店さまが、屋内配線工事完了後、当社に完成届
・ 当社は、九州電力送配電に完成届

引込工事



九州電力送配電が、引込線などの電気設備の工事を実施

<ケース4>

・ 屋内配線工事が一部完成しておらず、引込線工事が出来ないケースがあります。

※ エコキュート・温水器取付についても配線および本体据置工事完了後に完成届の提出をお願いします。

九州電力送配電は、外線工事に必要な期間の目安を1.5ヶ月程度としておりますが、以下のような場合や、現場状況、工事内容によっては、上記期間以上に供給までの期間が必要となることもございますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。工期に関する詳細は、九州電力送配電へご確認ください。

＜工期に時間を要する事例＞

- ① **電柱や支線の新設などのため地権者等への交渉や申請が必要な場合**
 - ・ 引込線の亘長が長くなる場合や現場状況により直接引込できない場合などで、電柱や支線を新設するための地権者との交渉や伐採の交渉、道路管理者への申請が必要な場合
 - ・ 高低圧線や引込線などを施設する際、他のお客さまの敷地上空通過のための交渉が必要な場合や、許可申請が必要な国道横断、国道沿いの工事の場合
 - ・ 引込線を直接引込できず、他のお客さまの家屋を経過して引込む（接続引込）ための交渉が必要な場合や、N T T柱を経過して引込むためのN T Tへの申請が必要な場合 など

- ② **太陽光連系や特殊な負荷などをご使用のため、周囲のお客さまや九州電力送配電設備への影響について技術的な確認が必要な場合**

＜参考＞特殊負荷設備とは

 - ・ レントゲンや溶接機など短時間に大電流が流れる設備
 - ・ 高調波発生が懸念される設備
 - ・ 電照設備（電照菊等）、ナイター設備など、契約負荷設備の全量が継続して高稼働する設備
 - ・ 蓄電池その他特殊な設備 など

- ③ **その他の要因**
 - ・ 地中化区域、離島などの遠隔地である場合
 - ・ 悪天候、風水害により工事施工困難などの事由が発生した場合
 - ・ 工事費負担金の入金に期間を要する場合 など

■お申込みが必要となるケース

電気のご契約はお申込みいただいた負荷設備に基づき決定しています。また、電気工事後は九州電力送配電での竣工調査が必要となります。

このため、お客さまの設備を変更された場合には必ず当社へのお申込みをお願いします。

■ お申込みの必要性について

お申込みを万一失念された場合は、以下のようなケースが発生することがありますので、必ずお申込みをお願いします。

<増設などに伴い容量が増加した場合>

- 電気設備の火災や焼損の恐れがあります。
- 増設した時点に遡って電気料金を精算させていただきます。

<撤去工事などに伴い容量が減少した場合>

- 基本料金を高く請求し続ける可能性があります。

■ 街路灯（公衆街路灯・定額電灯など）について

灯具交換（配線工事）を行った場合は、お申込みが必要となります。

なお、街路灯の球替えのみの場合においても、ワット数を変更される場合は電気料金に変更となる可能性があるため、当社へご連絡ください。

<当社からのお願い>

- ・ 一度に多数の街路灯のワット数の変更（LED電球への取替など）がある場合は、一括でお申込みが可能であるため、らくらくネットの「公衆街路灯（低容変）複数一括申込み」メニューよりお申込みください。
- ・ LED電球への取替を行う場合はカタログ等に記載の入力容量（VA）を必ずお申出ください。
- ・ 複数の街路灯を1契約としている場合、契約を分割していただく場合があります。なお、契約を分割した場合、電気料金に変更となる場合があります。

■ 電気温水器等の買替（取替）

電気料金等が変更となる可能性がありますので、電気温水器等の買替（取替）を行った場合は、必ずお申込みください。

■ 申込要否

ご不明な点は、当社へお問合せください。

契約方法	契約電流 (アンペア) 変更有無	屋内配線 工事有無	負荷設備 変更有無	工 事 例	申込 要否
アンペア契約 (注1) (スマートファミリプラン) (従量電灯B)	無	有	—	契約電流 (アンペア) の変更はなく、コンセントの個数を増加させたことで屋内配線工事のみ実施	要
	有	無	—	契約電流 (アンペア) を 40 A ⇒ 50 A へ変更	否
	有	有	—	契約電流 (アンペア) を 20 A ⇒ 40 A へ変更に伴い、単相 2 線式から 3 線式へ供給電気方式を変更	要
主開閉器契約・負荷設備契約・実量制契約 (注2)	—	有	無	・負荷設備に変更はなく、幹線張替えに伴う屋内配線工事のみを実施 ・主開閉器容量を変更	要
	—	無	有	負荷設備の増設・買替え・取外し (コンセント機器など)	要
	—	有	有	負荷設備の増設・買替え・取外し (電気温水器の買替など)	要

※上記に該当しないケースであっても計器の一時取外・取付が必要な場合などは必ず当社までご連絡ください。

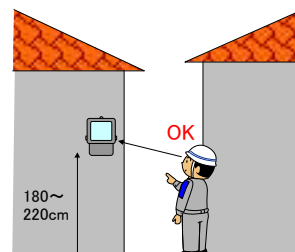
(注1) アンペア (ACL) 契約については、今後、新設でお申込みいただく際は電流制限機能を有したスマートメーターを設置するため、ACL 取付スペースは不要です。

(注2) 実量制契約 (電化でナイト・セクト等) の場合も、屋内配線工事や負荷設備 (電気温水器の買替え等) の工事を行った際はお申込みが必要です。

■計器の取付位置

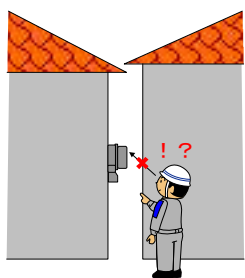
新築工事をはじめ、リフォーム工事などの際には、計器等の取付位置が検針や保守（計器等の取替、定期調査等）面に支障とならないよう、**180～220cmの高さで屋外の指示数が見やすい位置**に取付けをお願いします。

（計器取付高さの例）



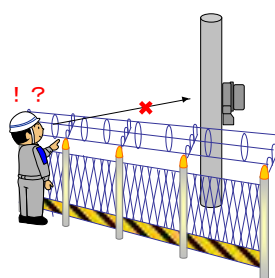
下図のような位置や場所への計器の設置は避けていただきますようお願いいたします。

A 取付場所が狭い



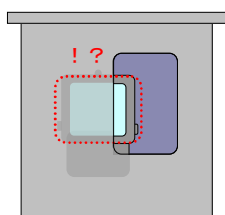
・道幅が狭い、エアコンの室外機があるなど計器までの通行に支障がある場合

B 計器の前に行けない



・計器の前に障害物などがあり、計器のところへ行くことが困難な場合

C 計器カバー窓のずれ



・計器の取付位置と計器カバーの窓（ガラス部分）がずれている場合

<集合計器に関するお願い事項>

- ・ アパート等については、部屋毎に計器の設置をしていますが、計量箇所の変遷（交錯）防止を図るため、各部屋（入口）付近に計器の取付をお願いします。
- ・ 各戸ごとの取付が困難な場合は、集合計器取付箇所に「部屋番号」や「屋号」が分かるように表示をお願いします。
- ・ 集合住宅の場合、部屋番号の誤りが発生しているケースがあるため、建築会社等へ十分確認をお願いします。

（例）

申込書には、101、102、103、104号と記入されているが、
現地は、101、102、103、105号となっているなど…。

■ 申込内容と現地の状況確認

- ・電気工事店さまからの申込内容をもとに、九州電力送配電が現地で引込工事を行います。現地の状況と申込内容が一部相違するなどの理由で引込工事が出来ず、**お客さまが希望された送電日に沿えないケース**があります。
- ・つきましては、現地の状況を十分ご確認くださいとともに、お早めのお申込みをお願いします。

工事ができなかった事例

- ・空中分岐で支線（ワイヤー）ありとして申し込んでいたが、現地は支線（ワイヤー）なし
- ・引込方法を「直接」で申し込まれていたが、現地は空中分岐で支線（ワイヤー）が必要であった
- ・申込と異なる引込金物を取付けてあった
- ・申込み内容と異なるサイズの幹線を取付けてあった
- ・弱電線との離隔が取れていない など

■ 新設申込時の引渡し

住宅の新築などで、お客さまに引き渡しする日までの電気料金の精算が必要な場合、引渡日に検針を行いますので、『九電への連絡事項』欄に引渡精算有無を入力いただくか、事前にご連絡ください。

■ 完成届時に変更がある場合

完成届時、お申込み時の契約容量と相違する場合（容量が増加する場合）はお客さまがご希望された送電日に沿えない可能性があります。完成届出前までに当社までご連絡ください。

らくらくネット（インターネット工事申込）

電気の 신설・増設のお手続きを会社や自宅から、
いつでも簡単にインターネット(らくらくネット)でお申込み出来ます。

Point 1

お申込みがらくらく！

- いつでも簡単にお申込みができます。

※ システムメンテナンス等によりAM2:00～4:00の間はご利用できません。



Point 2

手続きがらくらく！

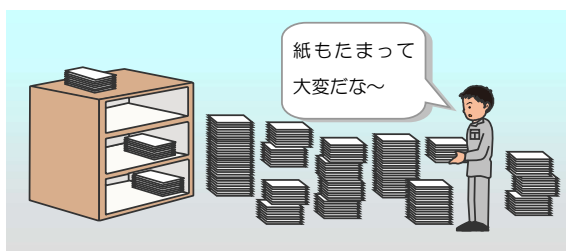
- ご利用申込時に電気工事会社さまの基本情報を登録していただくため、お申込みのたびに記入していただく必要がありません。



Point 3

書類整理がらくらく！

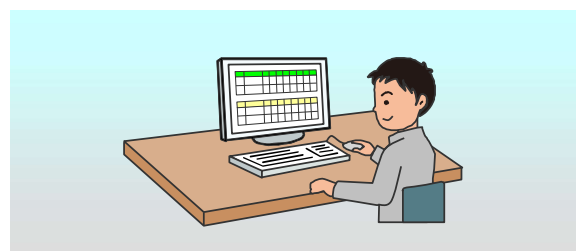
- 申込用紙を紙で保存する必要がありません。必要なだけ印刷できます。
- 作図ツールを使って配線図も作成できます。



Point 4

その他いろいろ便利！

- 送電予定日・裕度判定結果などの受付結果が確認できます。
- 申込書など書類のダウンロードができます。



主な料金プランのご案内

■料金プラン毎の適用範囲

特定小売供給約款(電気供給約款)

料金プラン	計量方法	契約内容	
定額電灯	定額	○総容量400VA以下 ○電灯又は小型機器 例) 看板灯	
従量電灯A	従量	○最大電流5A以下(定額電灯を適用できないこと) ○電灯又は小型機器 例) アパートの共用灯	
従量電灯B	従量	○契約電流10A以上60A以下 ○電灯又は小型機器 例) 一般の住宅	
従量電灯C	従量	○契約電流6kVA以上50kVA未満 ○電灯又は小型機器 例) 店舗	
臨時電灯A	定額	○総容量3kVA以下で契約使用期間が1年未満 ○電灯又は小型機器	
臨時電灯B	従量	○契約電流40A以上60A以下で契約使用期間が1年未満 ○電灯又は小型機器	
臨時電灯C	従量	○契約電流6kVA以上50kVA未満で契約使用期間が1年未満 ○電灯又は小型機器	
公衆街路灯A	定額	○総容量1kVA未満 ○公衆のために使用される電灯又は小型機器	
公衆街路灯B	従量	○契約容量1kVA以上50kVA未満 (公衆街路灯Aを適用できないこと) ○公衆のために使用される電灯又は小型機器	
低圧電力	従量	○契約電力50kW未満 ○動力 例) ポンプ、店舗の空調	
臨時電力	定額	(5kW以下)	○契約電力50kW未満で契約使用期間が1年未満 ○動力
臨時電力	従量	(5kW超)	
農事用電力A	従量	○農事用のかんがい排水用動力(契約電力50kW未満) (使用期間協定有り)	
農事用電力B	定額	(5kW以下)	○農事用の脱穀調整用動力(契約電力50kW未満) (一定期間を限り30日以上)
農事用電力B	従量	(5kW超)	

需給契約条件

※ 各料金プランの詳細は、「ご契約に関する重要事項」(<https://customer.kyuden.co.jp/ja/contract.html>)をご確認ください。

料金プラン	計量方法	契約内容
スマートファミリープラン	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○契約電流10A以上60A以下 ○電灯又は小型機器 例) 一般の住宅 ○2年間ご契約いただけるお客さま向け 2年契約割引(1契約:▲777円/年)の適用が可能
スマートビジネスプラン	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○契約容量6kVA以上50kVA未満 ○電灯又は小型機器 例) 店舗 ○ご使用量に関係なく単価は一律のため、ご使用量の多いお客さま向け
電化でナイトセレクト	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さま ○電灯又は小型機器 ○お客さまのライフスタイルにあわせ夜間時間を以下から選択可能 <ul style="list-style-type: none"> ①21時～翌7時 ②22時～翌8時 ③23時～翌9時 【電気給湯器をお持ちのお客さまへの留意事項】 ①または③を選択される場合は、電気給湯器の設定により割高な昼間時間帯に通電する可能性があるため、事前にお問合せください。 ○夜間や休日のご使用量が多いお客さま向け
おひさま昼トクプラン	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電からの供給量が多くなるおひさまタイムが割安なプラン(太陽光発電からの供給量が少なくなり、需要が多くなるシフトタイムは割高となります。) ○エコキュート、蓄電池、または電気自動車をお使いで、当該機器により電気のご使用を昼間へ移行できるお客さまが対象 ○「春・秋」のおひさまタイム・シフトタイムは「夏・冬」に比べ割安な料金
高負荷率型電灯プラン	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○基本料金は高めに、電力量料金は低めに、また、電力量料金は昼夜間別(昼間8:00～22:00、夜間22:00～翌8:00)に設定 ○電灯又は小型機器 ○比較のご使用量が多く、電気のご使用を昼間時間から夜間時間に負荷移行が可能なお客さま向け 例) コンビニエンスストア、営業時間の長い飲食店等
低圧季特別電力プラン	従量	<ul style="list-style-type: none"> ○基本料金は高めに、電力量料金は低めに、また、昼夜間別(昼間8:00～22:00、夜間22:00～翌8:00)に設定 ○動力 ○電力のご使用を昼間時間から夜間時間に負荷移行が可能なお客さま向け 例) コンビニエンスストア

※ 「従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力」には燃料費調整に上限がある一方、上記の料金プランには上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、上記の料金プランの方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、上記の料金プランのご契約によりおトクにならない場合があります。

低圧スマートメーターの配線方法（注）

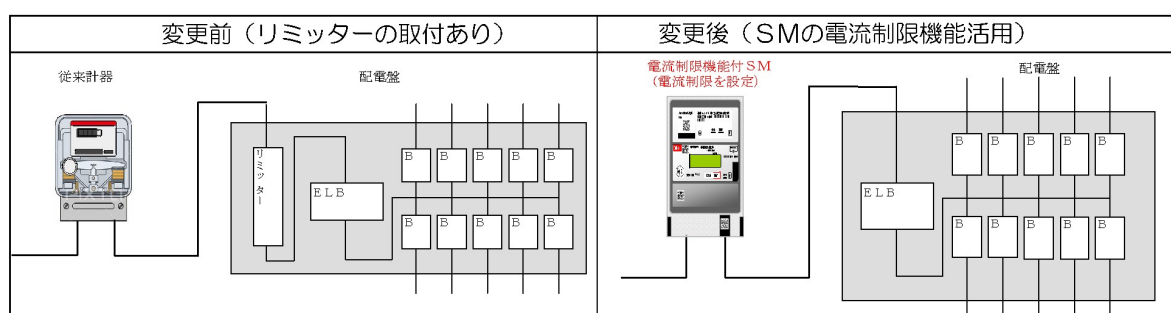
■電流制限機能付スマートメーターの取扱い

《新設の場合》

（対象料金プラン：従量電灯A・B/スマートファミリープラン）

電流制限機能を有するスマートメーター（以下、SM）の導入に伴い、リミッター（ACL）の設置が不要となります。

【工事例】



※分電盤を設置する際は、リミッタースペースのない分電盤の設置をお願いします。

※リミッタースペース付分電盤を設置した場合は、ロックアウト部を割らずに、また、引込口配線は主開閉器に直接接続ください。

※電流制限を設定できるSMの適応電線サイズは、単2配線は14mm²以下、単3配線は22mm²以下です。

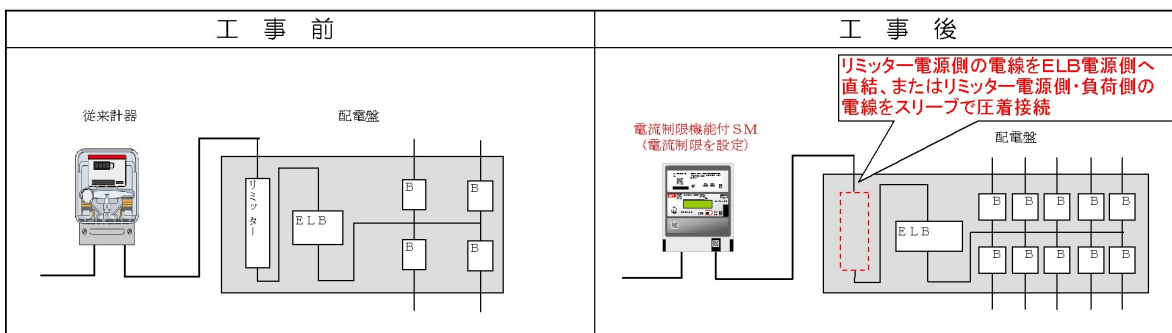
《契約容量を変更する場合》

既設の設備状況（計器種類・ACL有無）により、工事内容が異なります。

- ① 既設ACLを撤去し、電流制限機能付SMを取り付けるケース
 - ・単3切替に伴い、計器取替が必要な場合
 - ・計器取替が必要な種別変更で、同時にACLの容量を変更する場合（季特別電灯 ⇒ スマートファミリープラン 等）
- ② 既設ACLを取り替えるケース
ACLの容量変更に伴う計器取替が発生しない場合
- ③ SMの設定を変更するケース
電流制限機能付SMを設置済（屋内にACL未設置）の場合は、SMの設定変更により、契約（上限）電流を変更します。

【工事例】

従量電灯B・スマートファミリープランの容量変更 ※計器取替 有り



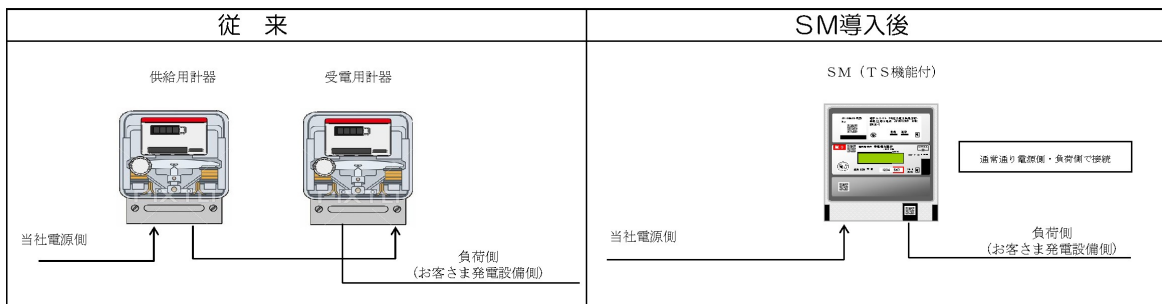
《参考：電化でナイト・セレクトにおけるACLの扱い》

- ・アンペア（ACL）契約から電化でナイト・セレクトへ変更する場合は、特段の申し出が無い限り、ACLは残置します。
- ・電化でナイト・セレクトでACLを残置している場合において、ACLの容量変更や取外しを希望される場合は、ACLを撤去します。

※電化でナイト・セレクトは実量制のため、SMに契約電流は設定いたしません。

■太陽光発電設備を設置する場合の双方向計量機能付SMの取扱い

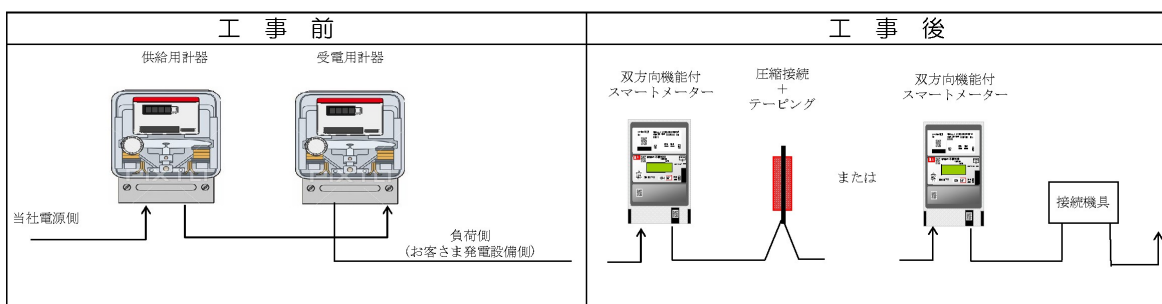
SMの双方向計量機能により、1台の計器で供給・受給両方の計量を行いますので、受電用計器が不要となります。SM導入後の標準配線は下図のとおりです。



※電流制限・双方向計量機能付SMの場合、電流制限機能は、順潮流（当社からの供給）に対してのみ作動し、逆潮流（当社への売電）に対しては、作動しません。

(参 考)

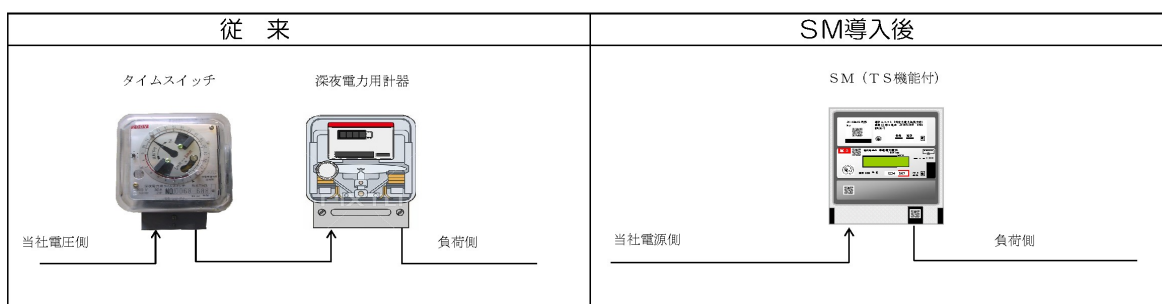
既設設備に対する配線方法の変更(計器の検満工事などで受電用計器を撤去する場合は、電線をスリーブ等または接続機具で接続します。



■タイムスイッチの取扱い

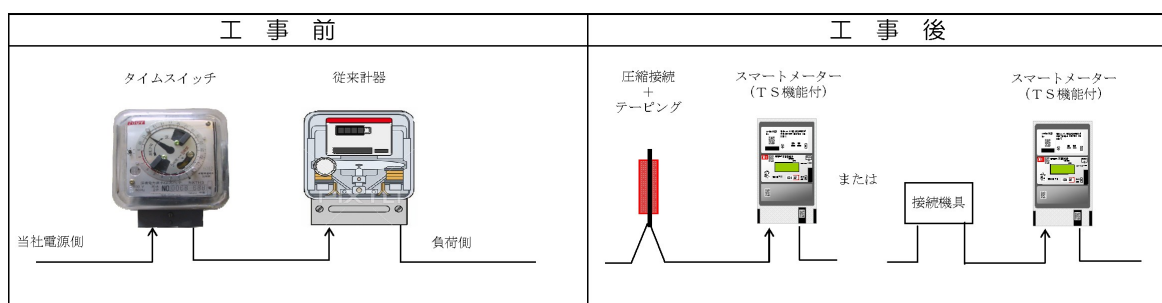
スマートメーターのタイムスイッチ機能によりNTSが不要となるため、季時別電灯等、2計量方式で計量する場合の標準設計は下図のとおりです。

なお、2016年4月から、深夜電力Bおよび2計量方式での受付は廃止しておりますので、既存契約の内容変更のみが対象となります。



(参 考)

既設設備に対する配線方法の変更(計器の検満工事に併せてNTSを撤去する場合)は、電線をスリーブまたは接続機器で接続します。



お役立ち情報

■スマートメーターの種類について

契約容量に応じた計器の種類及びサイズについて目安として一部を記載しますので参考にしてください。

ご不明な点は九州電力送配電へお問合せください。

○特殊計器について

CT付計器：大電流を小電流へ変換する装置。電灯契約で23kVA以上、電力契約で42kW以上の場合は、CT付計器を取付けなければならないケースがある。

○計器容量と電線サイズ

相線	電圧	計器容量	契約容量(上限)	適用電線サイズ	電流制限機能①	双方向計量機②
単相 2線式	100V	30A	3kVA	1.6mm ² ~14mm ²	○	
		120A	12kVA	2.6mm ² ~60mm ²		
		200A	20kVA	38mm ² ~200mm ²		
		300A	30kVA	38mm ² ~200mm ²		
	200V	30A	6kVA	1.6mm ² ~14mm ²		
		120A	24kVA	2.6mm ² ~60mm ²		
		200A	40kVA	38mm ² ~200mm ²		
		300A	60kVA	38mm ² ~200mm ²		
単相 3線式	100V	60A	11kVA	1.6mm ² ~22mm ²	○	○
		120A	22kVA	2.6mm ² ~60mm ²		○
		300A	54kVA	38mm ² ~200mm ²		○
三相 3線式	200V	60A	21kVA	1.6mm ² ~22mm ²		○
		120A	41kVA	2.6mm ² ~60mm ²		○
		300A	100kVA	38mm ² ~200mm ²		○

① 電流制限の設定が可能なスマートメーター

② 双方向計量が可能なスマートメーター

○計器サイズ一覧表

(単位：mm)

相線式	計器容量	カバー前面部寸法			端子部の厚さ
		たて	よこ	奥行き	
単相2線式	30A	約125mm	約126mm	約82mm	約50mm
	120A	約160mm	約155mm	約80mm	約60mm
単相3線式 /三相3線式	60A	約163mm	約152mm	約90mm	約50mm
	120A	約160mm	約155mm	約80mm	約60mm

■ ご契約のしくみ

お客さまと当社の電気のご契約は、「特定小売供給約款」または「電気供給条件/需給契約条件/要綱」^(注)に基づき結ばれています。

(注) 小売全面自由化に際し設定した、ご契約についての基本的な条件や料金等を定めたものです。

なお、「特定小売供給約款」・「電気供給条件」・「需給契約条件」・「要綱」は当社ホームページでご覧いただけます。

■ 需要場所に関する確認

需要場所に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

なお、実際の使用用途、建物の形態によっては、1 需要場所の取扱いが異なる場合がありますので、ご不明な点については事前に当社へご相談ください。

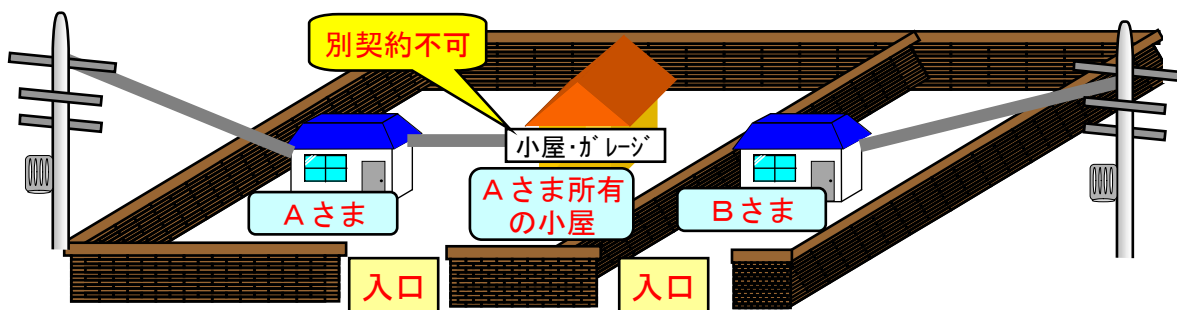
(需要場所の基本的な考え方)

- ・ 1 構内を 1 需要場所とします。
- ・ 1 構内とは、さく、へい等によって区切られた区域をいいます。
- ・ 構内に属していない建物は 1 建物を 1 需要場所とします。

< 契約単位の具体的な事例 >

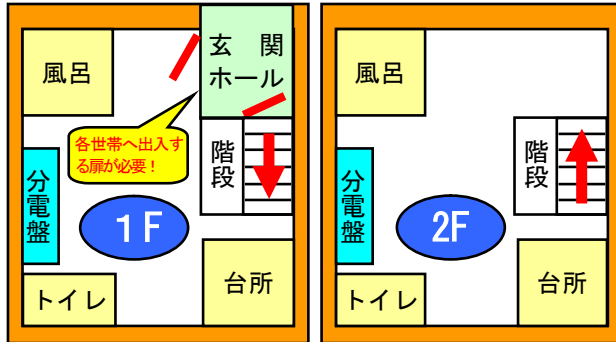
例 1 : 一般的なご契約

契約単位：さく・へいで区切られた区域はその区域を 1 契約とします。(下図では A さまと B さまでそれぞれ 1 契約)



例 2 : 2世帯住宅の契約単位 (2階建て)

契約単位：契約方法としては、① (全体を一括契約) か、② (それぞれを個別契約にする) の2通りとなります。以下の条件を満たしている場合は、②の個別契約が可能です。

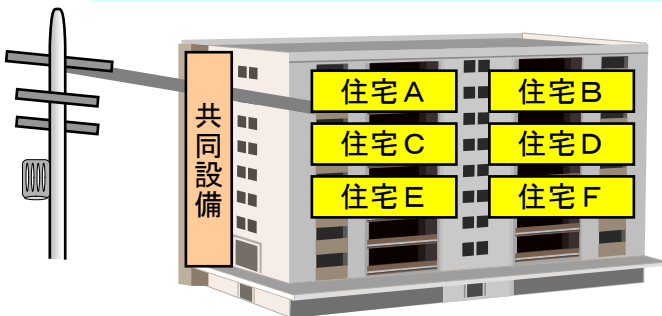


- 【条件】**
- ・各戸間に直接通じる出入口については扉で明確に区分されていること。
 - ・各戸はそれぞれの隔壁または扉などで明確に区分されている。
 - ・各戸は生活に必要な設備^(※)を備えている。
 - ・各戸の屋内配線がそれぞれ分離されていること。

※生活に必要な設備とは、炊事場、食堂、トイレ、風呂など

例 3 : 集合住宅の契約単位

契約単位：契約方法としては、① (全体を一括契約とする) か ② (住宅A~Fを個別契約とし、共同設備は一括契約) の2通りとなります。以下の条件を満たしている場合は、②の契約が可能です。

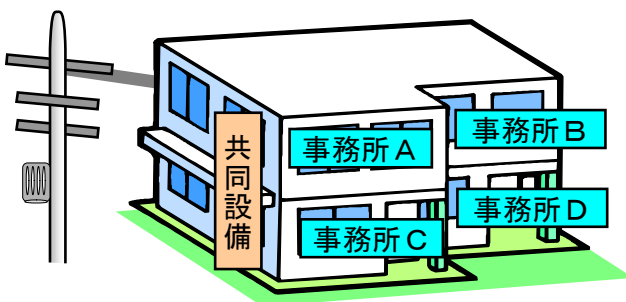


- 【条件】**
- ・A~Fの住宅はそれぞれ隔壁または扉で明確に区分されている。
 - ・各戸は生活に必要な設備^(※)を備えている。

※生活に必要な設備とは、炊事場、食堂、トイレ、風呂など

例 4 : テナントビル等の契約単位

契約単位：契約方法としては、① (全体を一括契約とする) か ② (事務所A~Dを個別契約とし、共同設備は一括契約) とする2通りとなります。以下の条件を満たしている場合は、②の契約が可能です。



- 【条件】**
- ・各部分の会計主体が異なること。
 - ・事務所A~Dはそれぞれ隔壁で明確に区分されており、各部分間に直接通じる出入口がないこと。
 - ・屋内配線設備が分離してあること。
 - ・「共用」する部分^(※)がないか、各部分の所有権が異なること。

※「共用」する部分とは、階段灯、トイレ、エレベーター等

FAQ（よくあるご質問）

■電気工事店さまからの問合せQ A

Q 幹線サイズを教えて欲しい。

- ・幹線の各部分については、その部分を通じて供給される電気機器の定格電流の合計以上の許容電流のある電線を使用しなければなりません。（電技解釈第148条）
- ・内線規程の「第6章_電灯及び家庭用電気機械器具の配線設計 3605-8幹線の電線太さ」、「第7章_低圧の電動機、加熱装置及び電力装置の配線設計 3705-6電動機の幹線の太さ」に則り選定してください。

Q 主開閉器契約の申込みを行う際に必要な資料は何か。

以下の資料を添付してお申込みください。

- ・契約主開閉器の「仕様書」（電灯の機械式を除く）
なお、電子ブレーカーの場合は、「主開閉器契約における確約書」を併せて添付ください。

※ 主開閉器契約における確約書については、らくらくネット（設備情報画面）からダウンロード可能です

Q 主開閉器容量に応じた契約容量はどのように算定するのか。

<電灯> 単相3線式の場合

主開閉器容量(A) × 200V(電圧) × 1 / 1,000

<動力>

主開閉器容量(A) × 200V(電圧) × 1.732 × 1 / 1,000

Q 申込書を出す前であるが、事前に外線工事が発生するか確認したい。

- ・事前の確認については、お聞きした条件だけでの判定結果であることや、連絡を受けた時点での九州電力送配電設備の状況であることから、お申込みまでに他の申込みなどがあれば外線工事が必要となる場合もございます。基本的には申込書をいただいたうえでお答えいたします。
- ・なお、簡易判定ができる場合などは、ご照会頂いた時点の外線工事要否判定としてお答えできる場合もございます。

Q

外線工事が発生するが、工事費負担金の概算を教えてください。

- ・お申込みを受け、工事内容を確定しなければ工事費を算定することができません。できるだけ早期のお申込みをお願いします。

Q

引込線支持金具を選定する際の留意点を教えてください。

- ・新設や引込線張替を伴う容量変更工事における引込線支持金具の取付・取替の際には、引込線の張力に十分耐える引込線支持金具及び取付場所の選定をお願いします。
- ・引込線支持金具の選定目安は、以下のとおりですが、引込線の亘長や施設場所、他物との離隔状況などにより変わりますので、不明な点は九州電力送配電までお問合わせください。

引込線サイズ	14mm ² 以下	22mm ² 以上
一般的な引込 亘長における 使用材料	コーチボルト、 L型アーム R型アームなど	アーム等の従来品又 はJ形フック止金物 (22mm ² ~60mm ²) (※)

※貫通縫いボルト方式により堅固な取付をお願いします。

Q

引込口取付点の高さは何mにしたら良いか。

- ・引込口取付点の高さは、引込線の道路横断時などの条件により異なるため、詳しくは内線規程をご確認ください。
(参考) 道路横断時の引込線地上高：路面上5m以上
- ・なお、引込口取付点位置は、最寄りの電柱から最も近い点をお願いしておりますが、電柱との間に障害物があり、引込線との離隔できない場合や、適正な引込線地上高が確保できそうにない場合は、お早めに九州電力送配電までお問合わせください。

Q

構造物を九州電力送配電の電線と接近して施設する場合、その離隔はどのくらい確保したら良いか。

- ・電線と構造物の離隔は、電線の電圧や接近の状況によって異なりますので、電線に接近して構造物を設置する計画がある場合はお早めに九州電力送配電へお問合わせください。
(参考) 構造物の上方を高压絶縁電線が通過する場合の離隔：2m以上

太陽光発電からの電力販売に関する申込について

当社にて買取をさせていただいている、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定を取得された発電設備の変更をお客さまがご希望される場合は、当社へのお申込みが必要となります。

■手続きの主な流れ〔低圧〕

○ 事業計画認定の変更続き	電気工事店さま・お客さま ⇄ 国
<ul style="list-style-type: none">・ 既に売電を開始している発電設備を変更し発電出力等に変更がある場合は、国の事業計画認定を変更していただく必要があります。・ 事業計画認定の申請は、当社との契約締結に関わらず手続きが可能ですので、早目のお手続きをお願いいたします。※ 調達価格については、事業計画認定を取得された日が属する年度の単価を適用することになります。※ 契約名義、住所を変更される場合も、国への申請が必要となりますので、ご注意ください。※ 事業計画変更認定の手続きに関する詳細については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html	
1 受給契約変更のお申込み	電気工事店さま ⇒ 九州電力
<ul style="list-style-type: none">・ 所定の様式によってお申込みをしていただきます。※ 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱[小売買取]」をご承認のうえ、お申込みください。※ お申込みの際は、必要書類を全てご提出いただく必要があります。必要書類が不足している場合は、当社ではお預かりいたしかねますので、予めご了承ください。※ 契約要綱、申込書類及び各種お申込み方法は当社ホームページにて掲載しています。 https://customer.kyuden.co.jp/ja/electricity/fit/document.html	
2 技術検討	九州電力送配電
<ul style="list-style-type: none">・ 九州電力送配電の系統へ連系するにあたり、九州電力送配電が他のお客さまへの影響等がないか、技術的な検討を行います。※ 技術検討の結果、九州電力送配電の電力系統へ連系するにあたり、九州電力送配電の設備を新たに施設・変更する場合は、工事費を負担していただきます。	
3 接続同意書面	九州電力送配電 ⇒ 九州電力 ⇒ お客さま
<ul style="list-style-type: none">・ 九州電力送配電による技術検討完了後、当社より接続同意書面をお客さまへ送付いたします。なお、工事費のご請求は九州電力送配電より直接お客さまへお送りいたします。※ 低圧太陽光の接続同意書面は、九州電力送配電が託送新增設受付システム（託送ネット）へアップロードいたします。	

4 発電設備変更に伴う対策工事・受給契約の変更

九州電力

- ・ 受給契約の変更は、事業計画変更認定通知書（写）を提出いただいた後に行いますので、変更認定取得後、速やかに当社へご提出ください。
- ・ また、発電設備変更に伴い、九州電力送配電の工事が発生する場合はその工事が完了するまでは変更後の設備での連系はできません。
- ・ お客さまと協議のうえ、受給契約変更日を決定します。
- ・ 電力受給に使用する電力量計は、九州電力送配電が取付（取替）を行います。



5 電力受給変更契約のご案内の送付

九州電力 ⇒ お客さま

- ・ 買取単価に変更がある場合、変更日や変更後の買取単価等のご契約内容を記載した「電力受給契約の内容変更について」を送付いたします。

(注)

2025年4月1日以降、低圧太陽光（FIT、卒FIT、非FIT）の新增減設のお申込みは託送新增設受付システム（託送ネット）からお願いいたします。

※ 上記以外は必要書類を当社へご郵送ください。

※ 各種お申込み方法の詳細は当社ホームページをご覧ください。

<https://customer.kyuden.co.jp/ja/electricity/fit/document.html>

■お申込み時に必要な書類〔低圧〕

①再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書〔低圧〕

②電気ご使用申込書およびお客さま設備工事設計図（完成届）兼施工証明書

※全量売電のお客さまにつきましても、電気需給契約が必要です。

※系統連系の技術検討は、電気需給契約のお申込み後となります。

③再生可能エネルギーからの電力販売に関する申込時の追加資料

④需要場所についての特別措置〔認定発電設備等〕適用確認書〔低圧〕

※需要場所についての特別措置の適用を希望される場合にご提出ください。

⑤技術検討に関する資料

【J E T 認証品の場合】

- ・ 様式 1 「電力系統の発電設備の連系に関する申込について」
- ・ 様式 1 - 1 「発電設備運転状況」
- ・ 様式 1 - 2 「系統連系資料（太陽光発電）」
- ・ 様式 1 - 3 「系統連系資料（太陽光以外）」または「系統連系資料（太陽光発電・蓄電池設備同時併設）」
- ・ J E T 認証証明書（写）

【J E T 認証品でない場合】

- ・ 様式 1 「電力系統の発電設備の連系に関する申込について」
- ・ 様式 1 - 1 「発電設備運転状況」
- ・ 様式 1 - 2 「系統連系資料（太陽光発電）」
- ・ 様式 1 - 3 「系統連系資料（太陽光以外）」または「系統連系資料（太陽光発電・蓄電池設備同時併設）」
- ・ 様式 1 - 5 「系統保護装置整定値検討データ」

⑥低圧10kW以上の場合必要な書類

- ・ 出力制御機能付PCS仕様（諸元ほか）
- ・ 「ノンファーム型接続」を踏まえた電力受給契約申込について【同意書】

■お申込みの際のご確認

① 再生可能エネルギーからの電力販売に関する申込書〔低圧〕

九州電力記入欄

申込月日	年 月 日	希望日 (連系、変更、撤去)	年 月 日	申込受付日	年 月 日
				料金適用日	年 月 日

発電種類 太陽光 風力 水力 地熱 バイオマス

配線方法 余剰配線 全量配線

売電形態 余剰 全量

引込方法 Y分岐 別引込

(注)全量配線の場合は、引込方法をご記入ください。
(余剰配線の場合は、記入不要)

1. 申込内容

申請種別 新設 再使用 新電力等からの切替※1 その他内容変更 ()

ご契約者住所※2 (お客さま住所) 〒 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話 () () ()

フリガナ 九電 太郎

ご契約者氏名 九電 太郎 (印)

2. 発電設備概要 (注)インバータを複数設置している場合、もしくは発電設備の増減および子メーター取付がある場合は、追加資料「1 発電設備概要」へご記入ください。

発電設備出力	発電設備 (最大電力)	11 550 kW	設備内訳	210 W × 55 枚	インバータ (定格出力)	11 000 kW
再生可能エネルギー以外のその他発電機設備	<input type="checkbox"/> 設置中 <input type="checkbox"/> 3. 設置していない					

パネル容量

パワコン容量

全量配線の場合、記入していますか

② 電気ご使用申込書およびお客さま設備工事設計図（完成届）兼施工証明書

【お客さま記入欄】※太枠箇所をご記入ください。

お申込内容 (該当箇所に○印をお付けください)

ご契約名義 (お客さま) (フリガナは濁点も1文字として記入し、姓と名の間は1マス空けてご記入ください)

新設 増設 変更 (電圧変更) 変更 (電線径) その他

フリガナ 様

ご契約種別 (ご希望箇所に○印をお付けください)

ご使用場所

2年契約割引 従量電灯A 従量電灯B 従量電灯C 公共施設用電灯 公共施設用電灯(夜間)

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
お電話番号 ()

2年契約割引 (スマートファミリープランの場合は、○印をお付けください)

ご使用用途 (当社からの郵便物に記載されます)

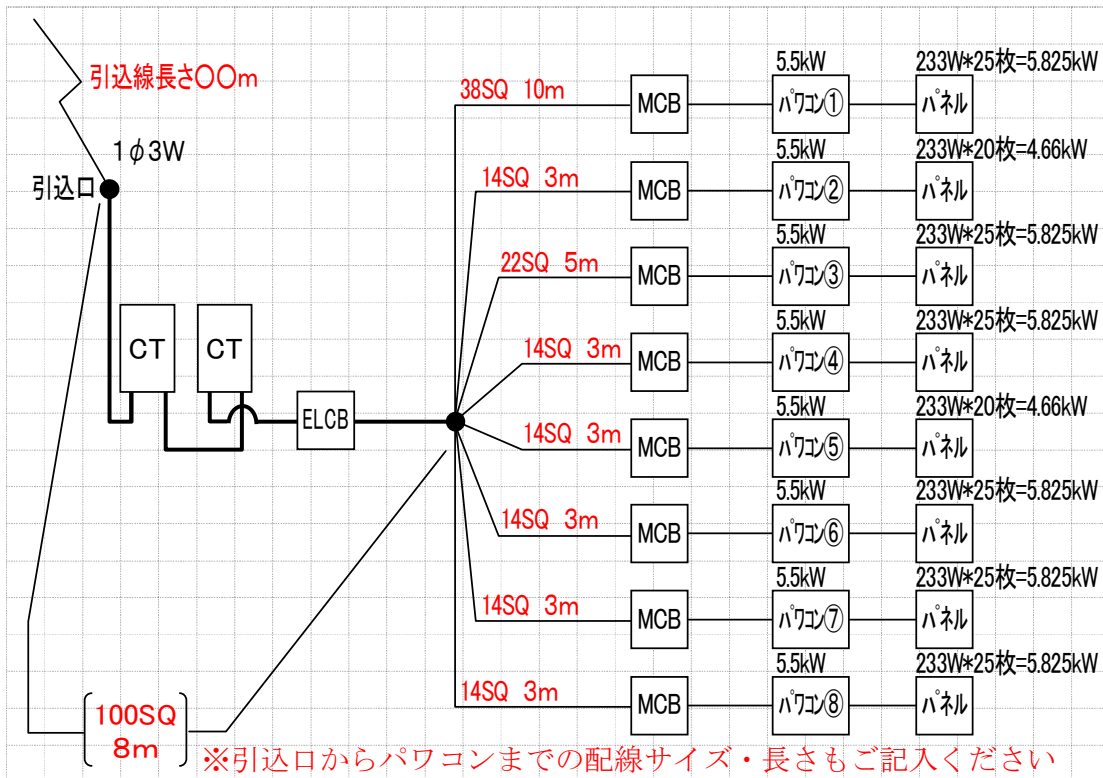
業態

目標

希望する 希望しない

電気需給契約の契約種別に応じた申込書を使用していますか ある場合は、ご記入をお願いします

《配線図》



※ ご不明な点は当社までお気軽にお問い合わせください。

<お申込みに関するお問い合わせ先（通話料無料）>

福岡県（北九州地区）

小倉 0120-639-451
八幡 0120-639-452
飯塚 0120-639-454

福岡県（福岡地区）

福岡東 0120-639-457
福岡 0120-639-458
福岡西 0120-639-459
福岡南 0120-639-460
久留米 0120-639-462
大牟田 0120-639-464

佐賀県

唐津 0120-639-465
鳥栖 0120-639-466
佐賀 0120-639-467
武雄 0120-639-468

長崎県

佐世保 0120-761-371
大村 0120-761-372
長崎 0120-761-374

大分県

中津 0120-761-376
別府 0120-761-378
大分 0120-761-379

熊本県

大津 0120-761-383
熊本西 0120-761-384
熊本東 0120-761-385
宇城 0120-761-386
八代 0120-761-387

宮崎県

延岡 0120-879-556
宮崎 0120-879-559
都城 0120-879-560

鹿児島県

川内 0120-879-563
霧島 0120-879-564
鹿児島 0120-879-565
鹿屋 0120-879-567

2008年3月 初版発行
2011年2月 第2刷発行
2014年1月 第3刷発行
2016年4月 第4刷発行
2016年10月 第5刷発行
2017年2月 第6刷発行
2017年7月 第7刷発行
2022年4月 第8刷発行
2022年7月 第9刷発行
2022年10月 第10刷発行
2023年1月 第11刷発行
2023年4月 第12刷発行
2023年5月 第13刷発行
2024年4月 第14刷発行
2025年7月 第15刷発行
2026年4月 第16刷発行
2026年7月 第17刷発行



ずっと先まで、明るくしたい。